

# よくあるご質問

## 1.規制改革の提案をするまで

- Q1 提案は誰ができるのですか？**  
提案は、地方公共団体（都道府県、市町村）に限らず民間事業者やNPO、個人、業界団体など誰でも提案できます。また、単独でも市町村等との共同での提案もできます。
- Q2 提案はいつ、どこへするのですか？**  
提案募集は年に2回程度を予定しております。（平成17年度の第1回目は6月を予定。受付期間等につきましては決まり次第特区ホームページに掲載いたします。）提案は、内閣官房構造改革特区推進室に郵送で直接提出していただきます。
- Q3 提案は、地方公共団体を経由しなければならないのですか？**  
提案は誰でも直接内閣官房構造改革特区推進室に提出できますので、地方公共団体を経由する必要はありません。
- Q4 どのようなものが、提案の対象になるのですか？**  
法律、政省令（告示を含む）、訓令または通達で定められているものや、国が何らかの形で関与しているものが提案の対象となります。なお、支障となっている具体的な規制が明確でないもの、及び単なる税財政措置の優遇を求めるものは対象となりません。
- Q5 提案による所管省庁との関係悪化を懸念しています。匿名でも提案できますか？**  
当室が提案内容を確認させていただく場合もあるため、匿名での提案はできませんが、提案者名を非公開とすることはできます。これまでに延べ400社を超える民間企業等の方々から提案をいただいておりますのでご安心ください。また、仮に提案することで問題が生じた場合には特区室までご相談ください。なお、特区室の承諾なしに、提案者に規制所管省庁が直接電話で連絡をとることは禁止されています。
- Q6 具体的な特区構想がないと提案はできないのですか？**  
具体的な特区構想を持っていなくても提案は可能です。規制を改革することで実現する効果を明確にすることが重要です。
- Q7 過去の提案を調べるにはどうしたらいいですか？**  
特区ホームページの『構造改革特区の提案募集』欄で過去の提案をご確認いただけます。

## 2.提案してから回答ができるまで

- Q8 提案者が意見を述べる機会がありますか？**  
規制所管省庁の回答に対して、十分に意見や反論を述べる機会を設けています。
- Q9 検討状況はどこで確認できますか？**  
特区ホームページの『構造改革特区の提案募集』欄をご覧ください。なお、提案をいただいた方には、規制所管省庁への検討要請を開始したこと、いつ頃検討要請の回答が特区ホームページに掲載されるかについてをお知らせするメールをお送りいたします。

### 3.回答が出たあとで

#### Q 10 回答があった後の手続きは？

特区で対応とされたものについては、法令等により措置された後に、地方公共団体が構造改革特別区域計画を内閣総理大臣に申請し、認定を受けた地域に限って実施可能です。全国で対応とされたものについては、法令等により措置されれば全国どこでも実施可能ですので、構造改革特別区域計画の申請の必要はございません。

#### Q 11 不採用だった場合は？ 再提案はできますか？

再提案可能です。再提案の場合には、以下の点を十分にご検討ください。

- ① 不可とされた理由を分析し、その理由への対応策や問題が生じることへの対応策（弊害予防措置）を併せて提案。
- ② 実施したいことを実現するために、他の手法がないか検討。

#### Q 12 提案者のみが特区で実施できるのですか？ 特区申請するためには提案を出さないといけないのですか？

提案した方以外の方の地域でも、構造改革特別区域計画の認定を受ければ実施できます。提案した方についても、構造改革特別区域計画の認定を受ける必要があります。なお、構造改革特別区域計画は要件を満たせば認定され、認定数に制限はありません。

### 4.特区計画の認定について

#### Q 13 認定の申請は誰でもできますか？

認定申請ができるのは、地方公共団体のみです。民間事業者等の方は申請することはできません。ただし、特区として事業を行いたい民間事業者等の方は、地方公共団体に対して、特区の認定申請をするよう求めることができます。

#### Q 14 認定の申請はいつ、どこへするのですか？

認定申請は、年に3回程度予定しております。申請は内閣府構造改革特区担当室（内閣官房構造改革特区推進室と同じ場所です。）に提出していただきます。

### 5.その他

#### Q 15 中国など海外にある特区と、この構造改革特区とは何が違うのですか？

海外のように税制優遇をするいわゆる経済特区とは異なり、構造改革特区とは区域を限定して規制の特例措置を設けるものです。

#### Q 16 特例措置の全国展開とはなんですか？

特区において講じられた規制の特例措置は、一定の期間が経過したのちに評価を行い、特段の問題が生じないと評価されたものについては、全国で実施できるようにします